

別添

## ガソリン給油用カード発行業務仕様書

埼玉県を甲、ガソリン給油用カード発行会社を乙とする。

また、この仕様書中、ガソリン等とは、レギュラーガソリン及びハイオクガソリン、軽油、その他エンジンオイルやブレーキランプのバルブなどの車・バイクを走行させる時に要する燃料・油脂類・灯火類などを指す。

- 1 乙は、甲の請求に基づき、甲の所有又はリースしている自動車毎に、車両番号、もしくは課所名をカード名義として、ガソリン給油用カードを発行する。
- 2 乙は、1のガソリン給油用カードの提示により、ガソリンスタンドにおいて甲が給油を受けたガソリン等の代金について、乙とガソリンスタンド、もしくは乙と元売事業者との契約に基づき、遅滞なく支払を行う。
- 3 乙は、1のガソリン給油用カードの提示により、ガソリンスタンドにおいて甲が提供を受けたガソリン等の代金について、甲の指示に基づき、各ガソリン給油用カードに係る代金の合算を行った上で、毎月1回、甲の指示する甲の機関ごとに請求を行う。  
なお、請求日から支払までの期限は15日以上開け、支払期限は一定の日とする。また、請求書には、請求総額の他に、それぞれの利用内容の内訳が容易に分かるよう利用明細を表示、もしくは別途提出する。
- 4 甲が提供を受けたガソリン等の代金は、給油した日の属する年度の予算から支払を行う必要がある。このため、例えば、令和5年3月に提供を受けたガソリン等の代金については、令和5年5月末日までに支払を完了する必要がある。したがって、提案しようとするガソリン用給油カードのシステムが、この制度に対応できること。  
また、3月利用分及び4月利用分の請求書は、利用内容の取りまとめが月を跨ぐとしても、3月利用分と4月利用分のそれぞれで発行すること。  
なお、請求に付帯する利用明細は、3月利用分と4月利用分を分けて発行する必要はなく、利用日や利用料金等の利用状況が区別できれば良い。
- 5 乙は、甲の指示によりガソリン給油用カード約3,000枚を発行し、甲の指示する機関に配布するものとする。  
またこのガソリン給油用カードは、令和5年4月1日から使用できなければならない。
- 6 乙は、甲の指示によりガソリン給油用カードを追加で発行し、甲の甲の指示する機関に配布するものとする。

7 乙は、甲の指示により E T C（電子料金収受システム）カード約 2 0 0 枚を発行し、甲の指示する機関に配布するものとする。

また、この E T C カードは、原則として、令和 5 年 4 月 1 日から使用できなければならない。

8 乙は、甲の指示により E T C カードを追加で発行し、甲の指示する機関に配布するものとする。

9 乙は、甲に発行したガソリン給油用カードの不正使用等が疑われるものについては、速やかに甲に報告する。